

伊丹市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の
制定について

伊丹市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和8年2月25日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

伊丹市特別職報酬等審議会の委員の構成を見直すほか、所要の改
正を行うため。

伊丹市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（
令和8年伊丹市条例第 号）

伊丹市特別職報酬等審議会条例（昭和39年伊丹市条例第45号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「審議する」を「審議し，答申する」に改める。

第3条第1項中「10人」の右に「以内」を加え，「伊丹市の区
域内の公共的団体等の代表者その他住民」を「次に掲げる者」に，
「任命する」を「委嘱する」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか，特に市長が必要と認める者

第3条第2項を次のように改める。

2 委員の任期は，委嘱の日から当該諮問に係る答申の日までとす
る。

第4条から第6条までを削り，第7条を第4条とする。

付 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。